

# 国立大学法人島根大学と公益財団法人高輝度光科学研究センターとの 包括的連携に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「甲」という。）と公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「乙」という。）は、放射光利用研究の発展を期して、甲及び乙が緊密に連携協力するために、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する研究設備及び技術情報の有効活用を図ることにより、研究開発及び人材交流等の具体的な連携協力を互恵の精神に基づき効果的に推進し、我が国の研究・科学技術の振興、放射光科学に関する技術の向上及び人材育成に貢献することを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は次の事項について連携・協力する。

- 1) 共同研究等の研究協力
- 2) 人材交流
- 3) 教育及び人材育成
- 4) 研究施設・設備の相互利用
- 5) その他本協定の目的を達成するために、甲及び乙が必要と合意した事項

## （秘密情報）

第3条 本協定における秘密情報の取扱いについては別に定める。

## （知的財産を含む研究成果の取扱い）

第4条 本協定に基づく特定の活動において共同で考案または開発した知的財産を含む研究成果は、共同所有するものとし、それぞれの当事者は研究・学術及び人材育成の目的において、当該研究成果を活用することに同意する。また、当該研究成果を商業利用する場合は、甲及び乙の協議により取り扱いを決定するものとする。ただし、いずれの場合においても、別途共同研究契約または覚書を締結した場合を除く。

2 本協定の有効期間中であっても、それぞれの当事者が独自に考案または開発した研究成果は、全て当該当事者が所有するものとする。

## （研究成果の公表）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく特定の活動において生じた研究成果を共同で公表するものとする。いずれかの当事者が単独で公表する場合には、他の当事者の書面による事前の同意を得なければならない。この時、それぞれの貢献は、国際的に認められた慣行に従うものとする。

## （費用）

第6条 本協定に基づく特定の活動において発生した経費は、それぞれの当事者が責任を負うものとする。ただし、別途共同研究契約または覚書を締結した場合を除く。

## （改訂、協議）

第7条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、若しくは改訂の必要がある場合又はこの協定書に定めるものの他、必要な事項を定める場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

## （有効期間）

第8条 本協定は、2023年4月1日から効力を生じるものとする。

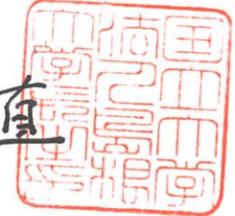
2 本協定の有効期間は、2029年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙いずれからも何らの申し出がないときは、有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定書は2通作成し、甲と乙で各1通を所持するものとする。

2023年3月28日

甲 島根県松江市西川津町1060番地  
国立大学法人島根大学  
学長

服部 泰直



乙 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1  
公益財団法人高輝度光科学研究センター  
理事長

雨宮 慶幸

